

社会福祉法人旭川葦の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川葦の会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委託を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

| | |
|------|--------|
| 旭川市内 | 2,500円 |
| その他 | 2,500円 |

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

| | |
|------|--------|
| 旭川市内 | 2,500円 |
| その他 | 2,500円 |

(3) 役員等が上記(1)(2)以外の法人業務を行った場合の費用弁償

| | |
|------|--------|
| 旭川市内 | 2,500円 |
| その他 | 2,500円 |

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

- 1993年4月1日施行の「社会福祉法人旭川葦の会費用弁償規定」は廃止する。
- この規程は、2017年4月1日から施行する。
- この規程は、2025年6月26日に改定、2025年7月1日から施行する。